

メンタルヘルスを考える(Part 39)

社会保険労務士・産業カウンセラー 沖 利彦

「キャリア」について考える⑤

(前号のつづき)

(2) 成人期

これまで発達心理学の分野では、成人期はあまり注目されていませんでした。というのも、成人期には人格があまり変化せず、安定していると思われていたからです。

しかし、心理学についての研究が進んでいくにつれ、成人期の心理学的課題が次第に明らかにされてくるようになりました。また、発達上の変化は、青年期で終わるのではなく、生涯を通じて起こることも明らかになってきました。

成人期では「職業の選択」、「生殖性」が大きな特徴として挙げられます。

多くの人は、適切な職業を選び就職するという課題が、成人期初期に与えられています。人を語る際に「〇〇さんは△△という職業だ」と言えば、〇〇さんの人物像が出来上がる位、職業の選択には非常に大きな意味があります。また、働いている人の大半は、昼間の時間の大半を職場で過ごしています。従って、職業生活は性格や行動様式に少なからず影響を与えるのは当然と言えます。さらに、職業生活は個人にとどまらず、家族のあり方までも決定するものとなっています。

そして、次の世代を産み育てるということも、成人期の特徴といえる役割です。多くの人間は、他者にエネルギーを注ぎ、その他者が育っていくことに喜びを感じます。それは、親が子を産み育て、親を超えていくことに喜びを見出すことにも表れています。

この「生殖性」の発達に、何らかの事情で阻害されると、自分の世界に限定され、停滞感が充満し、人間関係が貧困化し、さらには、自分本位に物事を考えるようになるようになります。

(3) 中年期の危機

アメリカの心理学者のレビンソンは成人後期である中年期(40歳～)は人生の変動期であるとし、正常な人の8割が「中年の危機」を体験すると唱えています。

この時期は、職場では中堅として活躍を強いられ、自分の能力の限界を常に問われている状況と言えます。家庭では(家庭によって差はありますが)子どもが青年期にさしかかって家から離れ始め、妻は育児を終え、一方で親の介護の問題も起こり始め、夫婦関係の新たなバランスが求められます。

危機の内容は、主に漠然とした人生への幻滅感、停滞感、圧迫感、焦燥感を徴候とするもので、具体的には以下の3つが挙げられます。

① 体力の危機：生活習慣病が表れ始める。体力やスタミナが減少し、それによって自信を失い、老いを感じるようになる。

② 対人関係の危機：対人関係の広狭、硬軟の傾向がはっきりしてくる。また、対人関係の構造に変化が起き、新たな対応が必要になる。

③ 思考の危機：思考に柔軟性を欠くようになり、自分の考え方ややり方に固執するため、環境の変化や新しい考え方を受け入れにくくなる。

レビンソンは成人後期の課題として、以下の4つを挙げています。

① 若さと老いのせめぎあいの中で、うまくバランスを取ることに

② 男は強さにやさしさを、女はかわいらしさに自立心を統合することに

③ 人生前半と同じくらいのエネルギーで創造的に生きることに

④ 家族や仲間とのつながりを大切にしながら、自分自身を探し求めることに

これらの課題をクリアできる人は、積極的、創造的に生きられますが、クリアできない人は停滞あるいは衰退するとしています。

(4) 老年期

老年期では一般に、家庭の内外でその地位・役割を失い、家族・社会とのつながりが減少し、身体的健康・経済的自立も失われます。また、これらを自覚することが、本人にとってはショックなことであり、精神的に不安定になることも少なくありません。さらに、時代の変化の早さ・激しさに対応しづらくなり、それが高齢者の生きづらさにつながっていると言えます。

老年期に共通して表れやすい特徴は以下の通りです。

① 以前からの習慣や考え方を重視する傾向が強くなる

② 他者の意見を受け入れず、自己中心的な態度を取りがちになる

③ 日常生活場面で他者との交流が減り、人間関係のあり方が希薄になる

④ 社会の中での役割の変化に対応しきれず、その結果、役割を十分に果たせなくなる

⑤ 自分が死へ向かっている存在であるということをも、より強く意識するようになる

⑥ 「取り残された感」を強く持つため、せめて家庭では自分の役割を持ち、安定した気持ちでいたいと思うようになる

⑦ 周りの人が自分達から離れていくように感じるので、自分も仲間に加えてほしい、話しかけてほしいと感じる

⑧ 自分をいたわってほしい、人を愛する機会がほしいという気持ちが強くなる

⑨ 長生きしたい、人の役に立ちたいと思う

(つづく)



【短期連載】契約書作成・チェックで気を付けること ～その①「リフォーム工事請負契約の場合」

(都内のリフォーム業者さんから、「弁護士先生のご自宅のリフォーム工事を依頼されたのですが、契約書のチェックが厳しくて、いままで使っていた契約書では不安なのですが」とのこと。)

【請負契約とは】

請負とは、請負人が仕事の完成を約し、注文者がその仕事の完成に対して一定の報酬の支払いを約する契約で、建物の新築や増改築、土木工事などはこの契約によってなされます。

＜チェックポイント1「請負工事の内容」＞

請負契約が「仕事の完成」を目的にしている以上、「請負工事の内容」をできる限り明確にしておくことが大事です。工事が終了してから注文どおりでないとかの争いが生じる場合があるからです。そのためには、設計図、仕様書、見積書を契約書に添付し、工事内容について疑問が生じないようにすることです。

「工事の途中にお客さんから変更を要望されたらどうしたらいい？」という疑問があります。請負人は注文者と合意した請負契約を誠実に履行すればよく、注文者は勝手に設計等の変更をすることはできません。変更の必要性が生じたときは、改めて追加工事請負契約を締結するということとなります。そういう場合を想定して、契約書の条文に「第●条 甲は本建築に設計仕様を変更することができる。その際、甲及び乙は、報酬の増減及び完成引渡の時期の変更につき、協議してこれを定める」という一文を付け加えることを考慮してもいいでしょう。

【請負代金の支払いと工事の完成引渡時期】

＜チェックポイント2「報酬の前払特約」＞

請負人は、工事が完成しなければ、たとえ労務を提供したとしても、報酬を請求することは当然にはできません。報酬の支払いは工事の目的物の引き渡しと引き換えになされることとなります。引き渡しは、通常、「工事の完成後に注文者の確認を経て引き渡しとする」というような条文としている場合が多いようです。請負人は報酬の支払いがあるまで完成した目的物を引き渡すことを拒む権利があります。

しかし、一刻も早く報酬をもらわないと従業員に給与も払えない場合があります。そういうときは、報酬の「前払特約」条文をもうけます。契約締結時（もしくは工事着工時）、途中、工事完成時など2、3回に分けて分割して報酬を受け取る契約にするわけです。なお、前払特約があっても、工事が完成しなければ受領済の前渡金を注文者に返済しなければならず、また注文者は前払金の支払いをなす前に請負人に対して保証人を立てるよう要求することができること（建設業法21条）に注意してください。

【工事に伴うリスクの負担】

工事が始まった後にもいくつかのリスクがあり、そ

れをだれが負担するかという問題があります。代表的な3つのリスクをみてみましょう。

＜チェックポイント3「材料費の値上げ」＞

請負契約成立後材料費が値上がりしたとって請負代金の変更を求めるとはできません。但し、あまりにも過酷な負担とならないよう、次のような但し書を入れるべきでしょう。「但し、甲が第●条による支払期日に支払いが遅れたことによって生じた材料の値上がりは甲の責任とする。

＜チェックポイント4「瑕疵担保責任」＞

製作物にキズ（瑕疵）があるときに、注文者は相当の期間を定めて瑕疵の補修を求めることができます。注文者は補修に代えて、または補修と同時に損害賠償も請求できます（建物及び土地の工作物については、契約の解除までは請求できません）。注文者のこれらの権利は、製作物の引き渡しを受けてから1年以内に行使しなければなりません。当事者間で特約がある場合はこの期間をさらに10年まで延ばすことができます。注文者はなるべく長くしたいと考え、請負人はなんとか1年に収めたいと考えます。

＜チェックポイント5「危険負担」＞

工事完成前に、不可抗力（天災事変などによる）により目的物が滅失・毀損したときの危険は請負人が負担しなければなりません。もちろん滅失・毀損が注文者の帰責事由による場合は請負人は代金請求権を失うことはありません。あまりにも請負人が負う負担が大きいため、当事者間で特約を設けて損失を公平に分担したり、保険をかけてカバーする方法もあります。

【契約解除権等】

その他、請負契約ならではのポイントを列挙しておきましょう。

＜チェックポイント6「工事完成遅延による損害金の予定」＞

工事完成・引き渡しが遅れることによって注文者が損害を被った場合、その損害を金銭に換算することはなかなか困難です。そこで当事者間で損害金について予め約定しておき便を図ると同時に、工期内の工事完成を間接的に強制する方法がよくとられます。

＜チェックポイント7「注文者の契約解除権」＞

一般の契約書によくみられる契約解除権は、互いの債務不履行を理由とするものです。この解除権は当然請負契約にも共通するのですが、さらに請負契約の場合、注文者は工事完成前はいつでも損害を賠償して契約を解除することができます（民法641条。完成後は解除権はない）。